



島根県報

平成16年11月26日 (金)
第 1,628 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
市町村民生委員協議会の区域の一部改正	(")	2
民生委員の市町村別定数の一部改正	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	3
保安林予定森林 (3 件)	(森林整備課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経営支援課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用開始	(")	7
都市計画事業の認可	(下水道推進課)	8
公 告		
特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	8
教委告示		
博物館登録原簿への登載	(文化財課)	9
公安規則		
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部)	9
正 誤		
平成16年11月2日付け島根県報第1,621号中	(医療対策課)	10

告 示

島根県告示第1,144号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
邑南町国民健康保険直営井原診療所	邑智郡邑南町井原2201 - 2	平成16年10月1日
美郷町国民健康保険沢谷診療所	邑智郡美郷町九日市87番地	平成16年10月1日
美郷町君谷診療所	邑智郡美郷町京覧原248番地 4	平成16年10月1日
邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成16年10月1日
邑南町国民健康保険直営日貫診療所	邑智郡邑南町日貫3023 - 3	平成16年10月1日

美郷町国民健康保険大和診療所	邑智郡美郷町都賀本郷163番地	平成16年10月1日
邑南町国民健康保険直営阿須那診療所	邑智郡邑南町阿須那150 - 1	平成16年10月1日
江津市国民健康保険川越診療所	江津市桜江町川越678番地	平成16年10月1日
長浜クリニック	出雲市東園町498番地	平成16年11月1日
三刀屋中央薬局	雲南市三刀屋町三刀屋1294番13	平成16年11月1日
弥栄中央薬局	那賀郡弥栄村大字木都賀イ530 - 3	平成16年11月1日

島根告示第1,145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
石見町国民健康保険直営井原診療所	邑智郡石見町大字井原2201 - 2	平成16年9月30日
邑智町国民健康保険沢谷診療所	邑智郡邑智町大字九日市86	平成16年9月30日
邑智町君谷診療所	邑智郡邑智町大字京覧原248番地4	平成16年9月30日
石見町外6ヶ町村病院組合 公立邑智病院	邑智郡石見町大字中野3848 - 2	平成16年9月30日
石見町国民健康保険直営日貫診療所	邑智郡石見町大字日貫3023 - 3	平成16年9月30日
大和村国民健康保険診療所	邑智郡大和村大字都賀本郷163番地	平成16年9月30日
羽須美村国民健康保険直営阿須那診療所	邑智郡羽須美村大字阿須那150 - 1	平成16年9月30日
桜江町国民健康保険川越診療所	邑智郡桜江町大字川越678番地	平成16年9月30日

島根県告示第1,146号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表浜田市の部浜田地区の項中「瀬戸見町」を「瀬戸見町、原井町、笠柄町」に改め、同部石見地区の項中「、原井町、笠柄町」を削り、同表出雲市の部今市地区の項中「今市町南本町」を「今市町南本町、駅北町、駅南町1丁目、駅南町2丁目、駅南町3丁目」に改め、同部塩冶地区の項中「塩冶原町2丁目」を「塩冶原町2丁目、塩冶善行町」に改め、同部高松地区の項中「下横田町」を「下横町」に改め、同部神門地区の項中「知井宮町」を「知井宮町、西新町1丁目、西新町2丁目、西新町3丁目」に改め、同表益田市の部益田地区の項中「水分町（稲積自治会の区域に限る。）」を「水分町（稲積自治会及び土井自治会の区域に限る。）」に改め、同部吉田地区の項中「水分町（稲積自治会）」を「水分町（稲積自治会及び土井自治会）」に、「乙吉町」を「乙吉町（山ノ平自治会の区域を除く。）」に改め、同表大田市の部を次のように改める。

大田市	大田地区	大田町
	長久地区	長久町
	中央地区	川合町、久利町、大屋町

三瓶地区	三瓶町、山口町
東部地区	富山町、朝山町、波根町
久手地区	久手町
西部地区	鳥井町、静間町、五十猛町
高山地区	大森町、水上町、祖式町、大代町

島根県告示第1,147号

民生委員の市町村別定数（昭和49年島根県告示第601号）の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表中 「 浜田市 115人 」 を 「 浜田市 116人 」 に、

「 益田市 185人 」 を 「 益田市 187人 」 に、

「 大田市 137人 」 を 「 大田市 118人 」 に、

「 雲南市 165人 」 を 「 雲南市 140人 」 に、

「 邑南町 67人 」 を 「 邑南町 66人 」 に、

「 金城町 17人 」 を 「 金城町 18人 」 に、

「 隠岐の島町 67人 」 を 「 隠岐の島町 66人 」 に、

「 計 2,319人 」 を 「 計 2,277人 」 に改める。

島根県告示第1,148号

介護保険法（平成9年法律123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
堀建設株式会社	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム 悠心彩	鹿足郡日原町大字河村506 - 3	平成16年 11月17日

島根県告示第1,149号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄田信義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川下1891 - 8、3792 - 1、3794 - 1、3794 - 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,150号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄田信義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町日貫1780 - 1、1810、4133、4133 - 2、4134 - 1から4134 - 3まで、4134 - 5、4135 - 1、4136 - 1から4136 - 3まで、4139、4139 - 1から4139 - 3まで、4141 - 2、4145 - 1、4145 - 2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町京覧原395 - 1、396、美郷町久喜原609 - 1、610

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,151号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

那賀郡旭町大字都川361 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,152号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるることができる。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 島根県浜田市相生町1391番地 8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 弘 島根県浜田市朝日町91番地13

朝日木材工業株式会社 代表取締役 日向秀行 島根県浜田市相生町3842番地

龍河商事株式会社 代表取締役 龍河重雄 島根県浜田市浅井町1580番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後)午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前8時30分から午後9時30分

(変更後)午前8時30分から午後10時30分

(4) 変更の年月日

平成16年11月25日

2 届出年月日

平成16年11月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市商工観光課(浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,153号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	432号	八束郡八雲村大字東岩坂1612-1地先から同大字446-2地先まで	前	A	メートル 3.50~ 18.00	メートル 1334.00	松江土木建築事務所 道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう ダブルウェイ延伸
		八束郡八雲村大字東岩坂3721-1地先から同大字443-6地先まで		B	15.00~ 76.00	605.00	
		八束郡八雲村大字東岩坂1612-1地先から同大字446-2地先まで	後	A	3.50~ 18.00	1334.00	
		八束郡八雲村大字東岩坂1612-1地先から同大字443-6地先まで		B	8.20~ 127.00	1195.00	

県道	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀字来居145-3地先から同大字字物井175-2地先まで	前 A	3.50~ 6.50	255.00	隠岐支庁	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう ダブルウェイ解消 町道移管
			前 B	11.50~ 22.00	280.00		
			後 B	11.50~ 22.00	280.00		
"	海士島線	隠岐郡海士町大字福井1959地先から同大字1958-3地先まで	前 A	11.00~ 22.00	112.00	隠岐支庁	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう ダブルウェイ解消 仮設道撤去
		隠岐郡海士町大字福井1959地先から同大字1958-1地先まで	前 B	10.00	120.00		
		隠岐郡海士町大字福井1959地先から同大字1958-3地先まで	後 B	11.00~ 22.00	112.00		
"	出雲三刀屋線	出雲市大津町字土手根525番3地先から同市上島町字手作2615番2地先まで	前 A	6.00~ 23.00	5945.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう ダブルウェイ
		出雲市大津町字土手根525番3地先から同市上島町字手作2615番2地先まで	後 A	6.00~ 23.00	5945.00		
		出雲市上塩冶町字大井谷1686番1地先から同字1700番地先まで	後 B	25.00~ 28.00	97.00		
"	出雲インター線	出雲市東神西町字御崎谷192番1地先から同町字井ノ内257番2地先まで	前	24.00~ 64.00	395.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 減幅 拡幅 延伸
		出雲市知井宮町1102番2地先から同市東神西町字井ノ内257番2地先まで	後	24.00~ 118.00	1572.00		

島根県告示第1,154号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	八束郡八雲村大字東岩坂1612 - 1地先から同大字3721 - 1地先まで	メートル 590.00	平成16年 12月12日	松江土木建築事務所	
県道	六日市匹見線	鹿足郡六日市町大字七日市197番地先から同大字71番8地先まで	613.80	平成16年 11月26日	益田土木建築事務所 津和野土木事業所	
〃	〃	鹿足郡六日市町大字七日市71番8地先から同大字725番地先まで	70.00	〃	〃	

島根県告示第1,155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

隠岐の島町

2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画下水道事業

西郷公共下水道

3 事業施行期間

平成16年11月26日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県隠岐郡隠岐の島町下西田井地内

(2) 使用の部分

島根県隠岐郡隠岐の島町下西馬場、能木原、甲ノ原、宮ノ前、大將軍及び白賀並びに城北町並びに有木月無並びに中町名田の一、名田の二及び名田の三並びに栄町並びに西町名田の二、名田の四、名田の五、吉田の一、吉田の二、吉田の三及び吉田の四地内

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年11月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 しあわせサービス

3 代表者の氏名

永田 功

4 主たる事務所の所在地

八束郡美保関町大字北浦422番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者や障害を持つ人及びその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービス等を提供し、すべての人が安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 3 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、平成16年11月26日博物館登録原簿に次のとおり登載した。

平成16年11月26日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第15号	平田市	平田市立旧本陣記念館	平田市平田町515番地

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月26日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第12号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（昭和33年島根県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則の表浦郷警察署福井駐在所の項を削り、同表浦郷警察署海士駐在所の項所管区の区域の欄中「（福井駐在所の所管区の区域を除く。）」を削り、同表浦郷警察署知々井駐在所の項所管区の区域の欄中「隠岐郡海士町大字」の次に「福井、」を加える。

附 則

この規則は、平成16年12月 1 日から施行する。

正

誤

平成16年11月2日付け島根県報第1,621号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	下から15	島根県知事 澄田信義	島根県立中央病院長 中川正久